

普通の生活支援

- 一人の人として尊重し、敬います
- 一人ひとりに合った楽しみを持って生活できるようにします
- お風呂やトイレ等、普通の生活が安心してできるようにします
- 外出したり、会いたい人に会えるように調整する等、想いや希望を尊重します
- 地域の住民としての活動に参加できるようにします

丁寧な話し方・聞き方

- 誰に対しても、普通に「〇〇さん」と呼びます
- 小さな子どもに使うような言葉を使わず、普通の丁寧な言葉を使います
- 専門用語は使わず、その人に分かりやすい平易な言葉を使います
- 足を止めて、顔を見て話しを聞きます
- 想い、心配、嬉しい...等を受け止めて共感します

丁寧な対応

- 常に所在と安全に気を配ります
- 常に様子と体調に変わりがないか気かけます
- 一人ひとりに対して挨拶します
- 必ず、説明し、了解を得ます
- 行動や決めることを押し付けず、提案し、決めたことを尊重します
- より良いサービスができるように常に勉強します。

認知症で判断が難しい、介護してあげている、誰も見ていない...、いつの間にか権利侵害になっていませんか？ **例えば...**

～身体の虐待～

- 排泄や食事で失敗した時に、子どもをしつけるようにたたく。
- 部屋や玄関等にカギをかけて閉じ込める。
- 立ち上がろうとするのを肩を抑えて座らせる。
- 介護服を着用させる。

～言葉・心理的虐待～

- 「何やってるの!」、「くさい!」、「きたない!」と怒る。

- その日の気分で対応を変える。
- 目でにらんだり、大声を出したりして威嚇する、怯えさせる。
- 返事もせず、無視する。

～性的な虐待～

- 下着姿のままベッドに寝かしておく。
- 排泄等のことを回りに聞こえるように話す「〇〇さんおしっこ漏らしてるよ～」
- ワイセツな言葉を使って侮辱する。
- 性的な行為を強要する。

～介護放棄(ネグレクト)～

- オムツ、下着を濡れたまま放置する。
- 具合が悪いのに病院に連れて行かない。
- 十分な食事を出さない。食欲がない、食べられない状態を放置する。
- 安全に過ごしているか把握していない。
- 掃除をしない、汚れを放置する。

～経済的な虐待～

- 買い物頼まれ、お釣りを渡さない。
- 通帳を預かり、勝手に使う。
- 財産を勝手に処分する...など。

わたしたち職員は

利用者一人ひとりの
普通の生活(権利)を
守ります

- 夜間等の防犯目的以外に“鍵”をかけず、自由に入出りできるようにし、見守ります
- 一人ひとりの心身の状態や希望に沿った支援を行います
- 認知症があっても子ども扱いはせず、一人ひとりを尊重した対応をします
- 自分で決めることができるように、お手伝いします
- 金銭の取り扱いを明らかにします

人が

・
見ている時も
見していない時も

・
いつも
変わらない
対応

平成18年度老人健康増進事業
認知症グループホームにおける
虐待防止・権利擁護研究事業

発行

特定非営利活動法人
全国認知症グループホーム協会
160-0003
東京都新宿区本塩町8番地2
住友生命四谷ビル
TEL03-5366-2157
FAX03-5366-2158
E-mail:info@zenkoku-gh.jp

認知症GHにおける権利擁護の指針

この指針は平成19年3月11日開催の『認知症グループホーム権利擁護・虐待防止に関する啓発セミナー』で使用したものです

コミュニケーションプライアンスルール

権利擁護虐待防止

認知症グループホームサービスの